

## 岩国市一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する不利益処分に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対して行う不利益処分の基準を定め、不利益処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、法及び浄化槽法に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理業者 次に掲げる者をいう。
  - ア 法第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
  - イ 法第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けた者
  - ウ 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けた者
- (2) 違反行為 法及び浄化槽法並びに法及び浄化槽法に基づく処分に違反する行為をいう。
- (3) 不利益処分 次に掲げる処分をいう。
  - ア 改善命令 法第19条の3の規定による命令
  - イ 措置命令 法第19条の4の規定による命令
  - ウ 事業の停止命令 法第7条の3及び浄化槽法第41条第2項の規定による事業の全部又は一部の停止の命令
  - エ 許可の取消し 法第7条の4及び浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消し

### (改善命令)

第3条 改善命令は、次の各号のいずれかに該当するときに、期限を定めて行うことができる。

- (1) 行政指導では、保管、収集、運搬及び処分の方法が改善されないとき。
- (2) 早急に保管、収集、運搬及び処分の方法の改善を必要とするとき。

### (措置命令)

第4条 措置命令は、次の各号のいずれかに該当するときに、期限を定めて行うことができる。

- (1) 行政指導では、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられないとき。
- (2) 早急に支障の除去等の措置を講ずることを必要とするとき。

### (不利益処分の基準)

第5条 処理業者の違反行為に対する不利益処分の基準は、別表のとおりとする。

2 事業の停止命令を行うときは、原則としてその事業の全部を停止させるものとする。

### (不利益処分の軽減)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる停止日数の2分の1を限度として、事業の停止命令の期間を軽減することができる。

- (1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
  - (2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講ずる等、軽減するに足る相当の理由があると認められるとき。
- 2 不利益処分の内容が許可の取消しの場合の軽減については、事業の停止命令の停止日数を90日とする。ただし、法第7条の4第1項各号のいずれかに該当する許可の取消しの場合、許可の取消しを軽減することができないものとする。

### (不利益処分の加重)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる停止日数の2分の1を限度として、事業の停止命令の期間を加重することができる。ただし、停止日数は90日を限度とする。

- (1) 違反行為が大量の廃棄物の処理に係るもの等、特に重大であるとき。
- (2) 生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。
- (3) 事業の停止命令を受けた日から5年以内に再び法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、加重するに足る相当の理由があると認められるとき。

### (複数違反の場合の取扱い)

第8条 処理業者の行為が、別表に掲げる違反行為の2以上に該当するときは、最も重い違反行為について処分するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、各違反行為の処分を合算したものを限度として処分する。

### (不利益処分の公表)

第9条 市長は、不利益処分を行ったときは、当該処分を受けた者の氏名（法人の場合にあつては名称）、処分年月日、当該処分の内容及び当該処分を受ける原因となった事実その他の必要な事項について、公表するものとする。

### 附 則

この基準は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

違反行為	関係条文	処分の内容
欠格事由に該当	法第7条第5項第4号 浄化槽法第36条	許可取消し
無許可営業	法第7条第1項及び第6項 浄化槽法第35条第1項	許可取消し
不正手段による営業許可取得	法第7条第1項及び第6項 浄化槽法第35条第1項	許可取消し
無許可事業範囲変更	法第7条の2第1項	許可取消し
不正手段による事業範囲変更許可取得	法第7条の2第1項	許可取消し
事業停止命令違反	法第7条の3	許可取消し
名義貸しの禁止違反	法第7条の5	許可取消し
無確認輸出（未遂、予備を含む。）	法第10条第1項	許可取消し
不法投棄（未遂、不法投棄目的の収集運搬を含む。）	法第16条	許可取消し
不法焼却（未遂、不法焼却目的の収集運搬を含む。）	法第16条の2	許可取消し
指定有害廃棄物の処理禁止違反	法第16条の3	許可取消し
改善命令違反	法第19条の3第1号 浄化槽法第12条第2項	停止30日
措置命令違反	法第19条の4第1項 法第19条の4の2第1項	停止30日
再委託禁止違反	法第7条第14項	停止30日
帳簿備付け義務違反	法第7条第15項 浄化槽法第40条	停止30日
帳簿保存義務違反	法第7条第16項 浄化槽法第40条	停止30日
届出義務違反	法第7条の2第3項 浄化槽法第37条	停止30日
報告拒否・虚偽報告	法第18条第1項 浄化槽法第53条第1項	停止30日
立入検査の拒否・妨害・忌避	法第19条第1項 浄化槽法第53条第2項	停止30日
許可基準不適合	法第7条第10項第3号 浄化槽法第36条	改善に必要な期間の停止
許可条件違反	法第7条第11項 浄化槽法第35条第2項	停止30日
その他の違反行為	法第7条の3第1号	停止10日